The Society for Research in Kunten Language

和用法の字音語
―色葉字類抄畳字部より―

高松政雄

一

所謂「漢語」なる語は、その一般的呼称としては、それはそれで以て、普通には一往通じているものではある。しかしながら、専門的術語としては、それは必ずしも一に統べられているものではなくして、常に幾許かの諭のあるところのものに属している。その所以は、偏に我が国独自の事情にある。即ち、一見、その、乃至それらしき外形を有しながらも、実は、それには何らかの面において、彼土のそれ自体の儘ならぬものが混在、包含されているからである。これは、否定すべくもなき事実である。その故に、その見極めの試みも既に種々と行われて来ているのである。このことは、当然、「漢字」の、―従って、それに依って構成される語の、我が国における宿命とも云つべきものなのである。

ところで、私見では、その如きの所謂漢語は、これを二大別して、そのそれぐを、仮りに、「純漢語」、「準漢語」と称し得るとする。この要は、言を俟つまでもなき事ながら、その前者は、彼土本来のもの―即ち、字義通りのものである。これには敢えて「純」は不要かと思われるけれども、従来のものとの紛れを避けるべく、また、後者との対の意識における意味合い上より、斯く云う。この如く、一方を規定すれば、それに合せざるものは全て後者に入る。これは繰返せば、前述の如き、何らかの面において、和的要素の認められるものである。それは、つまりは、字音語―音読語―にして、和用法下にあるものに他ならぬ。こくようして、実は、標題に掲げた「和用法の字音語」とは即ち、今、私に云う「準漢語」の謂となるのである。

さて、その「和用法の字音語」即「準漢語」①は、これを演繹的に把えることも無諭可能である。しかし、くくではその途には依らずして、逆に、対象を色葉字類抄の畳字部に採り、それに具体的に、帰納的に迫ってみようと思うのである。それは、一つには、抽象的にではなく

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

して、現実的にその実相に触れんがためであり、また一つには、単字ならぬ単語（熟語）の辞書―彼土流に云えば、一種の「漢語詞典」的な趣きを有するもので、古いものの代表格たる当該書畳字部を検することで、これが、当該期において、如何に既に顕現しているかを知らんがためである。これは、畢竟、その本質を究くことになり、また、その歴史を窺知するに資することになる。そして、それはまた必然的に、当該書の性格を明らめるにも有益となるのである。

抑々、当色葉字類抄畳字部所収語の内実は、未だ十分に極められてはいない。が、それで以て、よく他書のための一徴証として引かれるのが現状である。これは、辞書としては、一面、首肯されることの如くでありながら、他面、やはりその本性を等閑にして、それに通じていないのは、一大欠陥である。私としては、先に、その声点の分析よりして、その語性を見んとしたことがあるけれども（岐阜大国語国文学15）、それと表裏一体の関係で、―と云うよりも寧ろその以前に、これらの語の素性を押さえておく必要を痛感するのである。

これは、方法的には、一般文献の語のために、本辞書を引証することの逆に、本辞書の語が、他文献に如何に登場するかを調することとなる。換言すれば、本辞書の傍証が、他に如何に取れるかを問うこととなるのである。

さて、本稿では、斯かる観点より、まず、副題の所から出て、そして、結句、主題の究明を目指そうと思うのである。

但し、その畳字部は、今度は、全篇には亘り得ず、直接に吟味したのは、「イ」「ロ」「ハ」三篇の範囲内に留まる。とは云い条、この量で以てしても、質的には、まずその全てを覆うであろうと思われるものである。

二

色葉字類抄「イ」「ロ」「ハ」篇における畳字部の音読語（二字構成）は、都合〇〇一語である。

これを前にしての本稿の作業の手続きは、その中で、彼土に例の認められるものを消去して行き、さて残ったものを検討するというものである。これは極めて常識的な手法ではあるが、当面の課題に答える、つまり、語の素性を具体的に洗うには、斯くとしか仕様のなきものと思われるのである。その彼土の例は、これまた常套的に

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

検しん②

さすれば、その結果は、まず全体の略々九割方は、純漢語に所属することが明らかとなる。そして、後に一割見当の語が、管見では容易に彼土に検索し得ぬものとして、問題視されるのである。が、これらは、この儘に、直ちに準漢語とは認定し難き如くである。それは、中には、純漢語かと疑わしきもので、目下の我々としては、その確証を知り得ないものの介在する可能性が、どの程度にしろ、あるからである。これは帰するところは、一般に、純漢語の求め方如何にある。換言すれば、これは、我々のその常套手段の限界の問題なのである。事、ここに至れば、それは早急に解決される体のものではなくなる。因って、取敢えずは、それは一旦、後者に含めしめても、なお存疑のものとして留めざるを得ないことがあるのである。斯く考えると、本書の場合、その準漢語は、右の一割見当を更に下廻る範囲内に存するものと目されることになる。

さて、当面の対象たる「イ」「ロ」「ハ」置字部の音読語の概観は以上の如くである。そこで、以下には、その中の、一見、非純漢語たる、概算三十幾語の分析を試みさえすればよいことになろう。それを、本編では、その内容ようして、結論的に、四類に区分して考えようと思う。即ち、

(A) 敬語に関するもの
(B) 訓読語↓音読語のもの
(C) 和的に固定せるもの
(D) 疑問のもの

の四である。これは、具体的な語においては、その所属に浮動的であるもの一私に、その決定に迷うものも含まれるが、抽象的な枠組としては、斯く収め得ると帰納されるものである。そして、その中の(A)(B)(C)が、こくに云う準漢語である。(D)は、純漢語かと思しきものでありながら、その確証が目下得られず、また、準漢語としても、その例を知らないものであるので、暫らく、斯く一類として未詳の儘に置いておくものである。この帰趨如何に依って、一見、非純漢語かと思われたものの中の準漢語の、本書における比率が定まる訳である。このことは事改めて云うまでもない。

斯くして、左に、この分類の順に則って、その具体相を展開することとする。

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

まず、(A)には、当面のところで、

①拝悦　②芳約・芳談

の前項「拝」「芳」がある。これは、彼土でも、漢語詞

典に依れば、本義から発展して、

拝領―受人贈物之敬詞

拝覆―作復信之敬詞

芳―称人之敬詞　如芳翰・芳儀等

の如くに、「敬詞」としての用法を有するものである。

その点では、これは、元々、甚だ自由なる造語力のある

字である。が、こと、敬語に関しては、それは我が国で

は、また独自に、拡大的に使用されるはずのものである

が故に、結果として、純漢語の埒外に出ずることが生じ

得る。これは当然想定されるところである。つまり、そ

れは、原理的には、本来の「敬詞」の、こちらにおける

応用なのである。となれば、最早、一々、それが純漢語

であるや否やを常に問う必要はなくなる訳である。こう

に、和用法のものの登場する因があることになろう。

実は、本書には、この二字において、それを前項とする

語は、既に他に幾つか登載されている。それらは全て

彼土的である。その如きものの中に、この①②が混在

しているのである。そして、これには、

①封面詞（朋友部）

②約束詞（同・但し「芳約」について。「芳談」は

直ぐそれに続く。）

なる註記を有する。無論、斯かる註記無くしても、この

場合は、その意、乃至、使用の場面は、「敬詞」の本質

上、自ずと明らかである。が、また別に、山田俊雄氏に

従えば（山田孝雄『国語史学・語学論集』）、この「―詞」

註記の一群は、一括、書簡用語と目されるものに属する

ことになる。その位相の語としても、これは右の如くに

解されるに変りはない。それは、「敬詞」、書簡用語と

は、畢竟、土壌を一にするものであるからに外ならない

からである。

なお、これは未だ検してはおらぬけれども、斯かる類

の敬語に関する語には、他にも、類似の用法があろうと

は、十分に想定されるところである。また、今の「拝」

「芳」だけでも、本書以外に、まだその準漢語は、探せ

ば出て来るであろうとも思われる。そして、理論的には、

その方が寧ろ当然の如くなのである。

ここで、序でを以て、本書以後の我が国の辞書類につ

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

いて、一般的に云っておくならば、その堂戧語彙で、本稿の取扱うものをも含めて、多く、本書の系譜を引くものは、やはり、さすがに氷様本節用集系統のものである。そくれは、ここで準漢語と目するものも、殆んど収録されている。但し、特に意義明示をなすこともなく、唯その儘の字面の踏襲で終っているので、今直ちには何の参考ともなり得ないのである。因って、辞書史上で、その存在は興味深きものではありながらも、唯それだけであって、本稿の如きには、さして利を齎さないものとして留まる。その故に、以下では、一々のその指摘は省することとする。また、右に次ぐのは、管見では、文明本節用集であるが、これとても同断である。しかし、唯一例（「雄糾」）は援用する価値を有している（後述）。③

さて、この用例を、他から一二挙げておこう。

武衛相催中納言法眼坊　参鶴岳給　是宝寺別当職依被申付也　於拝殿有此芳約云々　（吾妻鏡・養和2・9・23）

芳談之間　日景漸暮　（明衡往来・2月）

終日芳談何事在　（無題詩集・藤原基俊・夏日即事）④

次に、(β)に移る。これは、所謂和製漢語の例としては、必ず言及されるところの、元来の和語―訓読語を、一方で音読して成ったものである。本書には、それが次の如くに存する。例えば、

③幼日　イウシチ　人倫部

である。これは、仮りに訓読すれば、「イトケナキヒ」となろうし、その意は明白である。これが、本書で、「幼稚」と「幼少」⑤との中間に掲って置かれている。この語の我が国での例は散見する。それを出せば、本朝文粋に、

朕当幼日　早別先妣　祖母視朕亦猶子　（慶保胤・充華山法皇外祖母恵子女王封戸年官年爵勅）

昔幼日童子之戲…今長年丞相之勤　（江匡衡・供養願寺塔願文）

とある如くである。そして、これはまた続文粋の方にも見えるし、拾遺往生伝、高野山往生伝等には、

幼日出家　住清水寺　（沙門清仁）

等の形で出て来る（また、沙門教像）。

しかし、これには、一点の疑念気しとはし難い面がある。それは、目下、偶々この語の彼土の例を知らないけれども、斯かる語構成―修飾語＋体言―のものは、容

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

易に為り得る形であるので、更に視野を広げて求むれば、これは、或いはくくから消え去るのではないかと思われるからである。これに類することは、実は他にも存するのであり、くくが、準漢語認定のための最大難関となるのであるが、今は、管見の範囲内のみで云為するため、斯くなるに至るのである。

ところで、これに対して、

④籠居　ロウキヨ　人情部

には、まず問題はないであろう。この訓読は云うまでもなく、「コモリヰル」である。その例、

籠居深山作九旬勤　数十余度（法華験記）

欲令依堅固御物忌　令籠居給之由云々（明衡往来・4月）

籠居之後今日出仕　難忌日依急事不憚（台記・康治1・5・3）

これは、他にも種々と所見が多いものである。

同様にして、

⑤追来　ハクライ　天部年月分

も、くくに所属せしめ得る。これは、「セマリク」乃至「セマリキタル」の音読語である。この語は、日本国語大辞典にも載録されていない（序でに云えば、前の③幼日もくくには採られていない）。が、左の如き例を見る。

参院奏聞行幸条々事　期日追来之間　遣弁堂周章之外無他（勘仲記・弘安9・3・22）

また、くくには、

⑥誘難　人情部　識詞

がある。「ソシリナジル」の意。この後項は、或いは訓読という点では引懸かりがあるけれども、「ナンズ」という音の方が通じ易いかも知れない。さすれば、これは、「ソシリナンズ」となる。そして、これには「識詞」なる註記が付されている。それに依れば、この語の位相は、前述の如く、明らかである。が、一方、その指示に拘泥しなくとも、これは、往昔、頻用された語の如くである。字面としてはまた、「傍難」「旁難」と宛字されることがある。

此般事海他人の旁誘難（小右記・永祚1・2・19）

定有傍難歟（小右記・長和4・閏6・13）

旁難默止候（園太暦・延文1・1・23）

そして、また反面では、本書の註記は、例えば、この語が、鎌倉期の「消息詞」に採られていることに徴して

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

以て、その系譜を正しく教えるものとなっているのである。

さて、ここで、一寸色彩を異にするものに、

⑦白地　ハクチ　天部時刻分

がある。これは、純漢語としては、「明々白々なる様」（「地」は助字）の意であり、また、一義に、

謂平白無故　如「相看月未墮　白地斷肝腸」見李白詩（漢語詞典）

となるものである。それを、「暫く、つい一寸」の意の「あからさま」に転用するのが、和用法たるの所以である。つまり、これは、明白な意と、かうそめの意が、同じ音形であるところより出でたものなのである。更に云えば、右の漢語詞典の「平白無故」と、こちらの「つい一寸」「かうそめ」とは、一般的意味として、決して非連続なるものではないが、それを、本書の如くに、「時刻分」として明確に規定してしまうと、最早、これは、彼土のとは、袂を分つたものとならざるを得ないのである。その「時刻分」の「アカラサマ」の音読語で、これは、ある。この辺の消息は、左の如く、名義抄から、本書色葉字類抄へと、関係語を見るだけでも窺い知れる。

即ち、

暫　シバラク　カリソメ　アカラサマ

白地　アカラサマ　イチシルシ（名義抄）

白地　俄関　卒尓　アカラサマ（本書）

その用例は、既に種々と出されているので、ここでは、一つだけの見本を示すに留める。

従内白地罷出　又参入（関白記・寛弘6・12・27）

ところで、案外なことに、

⑧引率　インソツ　地部田舎分

が、彼土に例を見ないのである。因って、考えてみるに、これは正しく「ヒキヰル」の音読語に他ならないことが知れる。彼土では、その意では、「率」のみであるのが一般なのである。斯くて、これはここに収まることになる。

この語構成は、彼土的に云えば、その前項「引」は、

引者率之義（経籍纂詁）

とある如く、自体、「率」の意をも有する故に、これは即ち結果的には、同義語乃至類義語を二重にしたものとなるのである。斯かるものとしての準漢語である。そして、その表記には、また、「引率」の方も見える。

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

成程、広韻にあっては、「率」と「卒」とは別物として記載されている。念のためにそれを引けば、左の如くである。

率 ＜ 山至合2 鳥網也
　　山質合2 循也領也将也用也行也

精術合4 終也尽也

卒 ＜ 精没合1 説文隷人給事者衣海卒
　　清没合1 急也遽也

しかしながら、経典釈文辺りでは、この相通例も既に存する。従って、その表記の限りでは、「率」が「卒」となっても、それは必ずしも我が国のみのことではないのである。因みに、名義抄では、「ヒキヰル」は「率」字の方の訓になっているが、その外の訓では、この二字の区別は怪しいと認められる。

それはともかく、この「引率」なる字面は、こちらでは、専ら、記紀に出る。即ち、

亦新羅人参渡来　是以建内宿祢命引率海役之堤池所作百済池（応神記）

大臣引率八腹臣等（推古紀）

等の如くに。更に、常陸風土記にも、

引率徒衆

とある。それにここでは、これの前項後項を入れ換えた「率引」なる形も存する。そして、それを承けて、霊異記では、

引率知識　率引知識

という形で、同じ事柄の表現が、一再ならず登場するのである。この以降では、「引率」の例は、甚だありふれたものとなって、それが今日に至るのである。しかし、逆の字序の「率引」の方は、寧ろ散見の程度であって、やがては忘却の彼方に消え去る運を辿るが如くである。その「率引」の例を左には引いておく。

参結政所…上侍従中納言　…請印如常　次被移着南所　申文如常　令率引被参陣　上達部多被参会（左経記、寛仁1・10・23）

参東三条　明日之事等依経営　率引乗尻事内々被仰（中右記、天永3・2・7）

さて、以上は、私に用例を得たものに限って述べたのであるが、本書にはなおこの以外に、その具体例を未だ知らないもので、或いは同類のものかと疑われるものが、若干残っているのである。それらは、次の如きものであ

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

る。

ⓐ伴侶　ハンシャク　人情部　伴人詞

ⓑ傍坐　ハウサ　朋友部

ⓒ放坐　ハウサ　貶黜部

ⓓ末仕　ハシ　人倫部

何れも訓読して意味の取れるものである。別して、ⓓには「一詞」なる註記がある。因って、仮りに、くくに属さしめておくことにするのである。

唯、ⓒには、これをくの通り上から訓んで、「ハナチツミス」なる動詞の并列語と解すべきか、或いは、その前のⓑ（カタハラニザス）と同要領で訓んで、「ザラハナツ」（この場合、「坐」＝「座」）ともなし得るか、という問題も付着しているやに私には思われる。その「貶黜」には変りないとしても、ⓑ

三

次に、その(c)として括ったものには、その字序、用字、意味乃至位相の面での諸問題を含んでいるものが混在している。そして、それ〳〵の面において、それが紐的なのである。以下、前節に倣って、それを例示、考証してみる。

まず、

ⓖ雄称　イウシヨウ　人倫部

について。これは、本稿で対象とするものの中では、これのみに限って、後の辞書類に、「勝言（也）」「最勝義」という意味註記の施されるものなのである（世俗字類抄、文明本節用集、増補下字集、恵空節用大全等）。それに依れば、この語は、「雄」が「スグル」「スグレタリ」であり、「称」が「称ス」「ホメタタフ」であるところから、成り立ったものであるに相違ない。そこで、その当初の意識下では、「雄ト称ス」「雄ナリト称ス」、或いは「雄」を具象名詞と採れば、「雄ヲ称ス」の如きの意味で用いられたのに、これは端を発するとなる。

ところで、若し、この意識を肯定するとなれば、それは、純漢語では、「称雄」となるはずのものである。そして、それの方ならば、現に、純漢語として存在する。漢語詞典に依れば、その「称雄」は、「称霸」「称伯」と同義であり、原義は、文字通りに、「以力称长於人」、つまり、覇を唱えることである。ここから、広義には、

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

抽象的に、長となること、権威となることの意となる。「称雄」の、その「雄」に重点を置けば、これは、雄となることの謂であり、つまりは、「雄ヲ称シ」「雄ト称セラル」意となるのである。

我が「雄称」は、この「称雄」の字序が逆になって出来せるものであろう。それは、和的な字序である。即ち、普通、この構造の語乃至句は、「称ー」と彼土的にするのであるが、これは、こちらの意識の流れの儘に、「称」を逆置せずに、「雄称」としたと、結果的には解されるのである。

そして、本書には、本来の「称雄」の形は登載されていない。このことは、前引の「雄称」を載せる諸辞書とても同様なのである。

さて、この想定を支えるに恰好なる例が存する。それは、これと全く同じ事情にあるものとしての、例の逆読で以て有名なる「称唯」なる語である。これは純漢語では、当然、「称唯」であるが、我が方では、それを、「ヰシヨウ」で以て呼び習わす。従って、その表記も、その如くに、「唯称」とすることも多く、それは、やはり、結果的には、純漢語とは逆の字序となるのである。

それは、本書では、「唯称」の方で出しており、彼土的な「称唯」は見えない。

所謂故実読みに属するものには、なお他に、「定考」（逆読する）もある。これとても、本書は、「考定」の方の形を示している。即ち、これらでは、本書は、実際口で唱える方の字序を採っていることになるが、当時の他文献では、彼土通りの字序で以て書かれることもまた多いのである。つまり、一般現象的には両表記なのである。それを、「ゆれ」と云ってもよい。そして、当面の「雄称」も、実は、その例外とはなっていない。それ故にこそ、ここで、先程の、この語の成立に関する推定は、正鵠を得ているものと思われるのである。

この所謂故実読み等は、この時代より後に、喧しくなるはずのものであるので、今はその読み癖に直接、拘わる必要のないところである。唯、ここでの指摘は、純漢語の、和的字序ということを知る上にのみ、力点を置くに過ぎないのである。

ところで、この和的字序は、所謂和化漢文にあっては、当然起こることであろう、その種々のケースについては、既に論及されているが如くである。それ故、それが、語

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

—熟語、当面のところでは、二字構成のものにも及ぶ〻とがあっても、決して奇とするに足りない。目下の「雄称」は、そういうものの一に属するものである。

これを更に分析すれば、一般に、二字の語で、その前項後項を逆置すれば、意味に変化を来たすものと、来たさないものとが生ずるはずである。そして、その多くは、彼土の構成原理に則って解される。即ち、彼土では、或一つの場合以外では、その字序の変動は、つまりは意義に影響を与えるものとなる。或いは、その逆が成立し得ないものも存する。しかるに、そうはならないのは—彼の原則に悖るのは、取りも直さず、こちら独自のものでなければならないのである。斯かる和用法の一が、「雄称」ということになる。

ここで、一旦、この「雄称」を措いて、論の展開上、右の、彼土の或一つの場合につき、先に述べておくことにする。それは、繰り返せば、前項後項を入れ換えても、同義として等しく成立する語のことであるが、それに関して、あちらには、「并列式双音詞的字序」（陳愛文・于平—中国語文 1979・2）とか、「并列式同素異序同義詞」（曹先擢—中国語文 1979・6）とか、或いはまた、「字序対換的双音詞」（鄭奠—中国語文 1964・6）等と題する諸研究が、近時にある（なお、中国語文 1980・3）。

この「并列式」とは、前項後項が互に同義的か、類義的か、反義的かであるものを云う。その如きの「双音詞」—即、二字漢語—における字序の「対換」（入れ換え）は、「古漢語」にあって、「比較多見的」である。「近代漢語」中でも新たに「産生」されて、それは「大量」とも云えるものとなっている。その原因は専らに、孤立語たる中国語の本性にある。これは蓋し当然であろう。それを、曹先擢は次の如くに説く。即ち、

古漢語以単音節為主　在這些結構中　兩箇同義的漢字　常々各自有独立的詞義　当它們結合在一起時其結構是比較松散的　兩箇漢字的先后次序也不是固定的

と。その故に、

在古代的作品中　常可見到同一部著作中前后用字序不同的并列複音詞

ということに至るのである。(7)

これの解釈に、なお四声の面から迫らんとする試みも加って来ている（陳愛文・于平。また、丁邦新—史語所

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

集刊19）けれども、それはともかく、現象としては、古来、これは、純漢語では、極くありふれたものであることは、右で明らかである。具体的に少し、挙げれば、それは、

矢士ー士矢　平和ー和平　要緊ー緊要　相互ー互相
歓喜ー喜歓　名姓ー姓名　源泉ー泉源　替代ー代替
和暖ー暖和

の如きである。

ここで、本筋に戻る。さすれば、本来、并列式に非ざる「称雄」の、和的対換語たる「雄称」の存在が、顕著に浮き彫りにされる。その和用法たるの所以が、明白に首肯されるのである。

そこで、この用例を見る。参考のために、先に、純漢語の「称雄」の方を出す。

遞各称雄　任口所欲（本朝文粋、紀納言ー亭子院賜飲記）

近来和歌蜂起　相互称雄云々　然豔流謝花山僧正
英詞陳柿本人丸（明衡往来、4月）

奉仕昨日（白馬節会）内弁之事　気色頗雄⑧…（公事の作法に）失錯多事（その一端の例示）不可

称雄　置ー朝年（小右記、長和2・1・8）

斯くて、これは、管見では、この小右記以降の公卿日記には散見するものとなっている。⑨が、一方、「雄称」の方は数少ない。その一例、

常陸守経成朝臣来家中談云　生年八十五　而起居軽利　眼耳分明　近代公卿諸大夫中有此齢人　誠天之与寿也　身無諸病　余八旬由　所雄称也（中右記・長治2・2・11）

そして、長秋記には、同じ事柄に対して、「称雄」「雄称」の両者を用いるということがあるのである。これは、くくまでの理論を、決定的に裏書きするところの、貴重なる具体例である。即ち、

亀卜長上卜部兼政死去後　彼氏者面々称雄　此事偏但軽王者　汝知此事（天承1・8・12）

兼政死後面々雄称亀卜事　而此事依不審　海給試所召集也…（勝劣を判ずる事あり）（天承1・9・5）

斯くして、これが、前述の如くに、辞書類にも、すぐれたるの義で以て固定するのである。なお、日本国語大辞典には、玉葉と、海道記との例を引いている。

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

さて、斯く、本来、「并列式」に非ざるものにも、「対換」は和的に成立する。そこで、その「対換」の観点より、次に、非純漢語（と思われたもの）を眺めると、それには、既に、⑧引率―率引　があった。しかし、これは、原字義通りの意味を保っている。これに対し、実は同事情下にあると考えられるのに、その出来は穿鑿されることなくして、唯単に、その使用状況だけから、所謂訓録語の一とされて来たものに、

⑩引級　インキブ　文章部教導分

なる語があるのである。これは、この儘の後項の字面（「級」）、及び、その意の和的用法に眩惑されそうではあるが、凝視すると、何の謂われも無くして、斯かる語の出現するはずはないのである。

そこで考えられるのは、これは、元、「汲引」の対換せるものではないか、ということである。それならば、并列式であり（広韻…汲引也）、彼土の語である。それを、漢語詞典には云う、

汲引―提拔人才之意

と。無論、その出所は、その前項後項の一字ずつから、広く、汲み上げる、という原義からである。これを対換すれば、「引汲」となり、そして、それは、前述の原理ようして、前のと同義語であるはずである。この方も、純漢語にある（自茲遣擢穿　一落誰引汲…欧陽修詩）。

これを我が国では、専ら人事に用いて、しかも、「汲」の三水偏を、字形類似から、糸偏にすることもあって⑩成立したのが、この「引級」なのであろうと思われる。

この字面は、他文献で、本書の如く「引級」の方が多そうであるけれども、また一方では、「引汲」も用いられるのが実情である。決して、一に固定はしていないのである。

として、これは、元は、彼土からの語である。が、本稿の規定では、前言の如く、何らかの面で和的であるならば、それは準漢語とするが故に、これも、ここで取り扱うのである。即ち、その「引級」の方では、後項の用字面においてそうであるし、また、その表記の何れであろうとも、意義面においては、かなり本来からは離れ、転じているからである。

この訓録語としての指摘は、斎木一馬氏（国学院雑誌 55・2）に依ってなされているが如くである。しかし、それのみでは、この語の独自性は十分には把握出来ない。

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

こくれ至れば、それは常に「汲引」と対比的に眺める必要のあることは、最早自明であろう。因って、その方を挙例する。

従四位下宍部朝臣鷹野卒　…有仁慈之性　多所汲引
（日本後紀・大同4・閏2・28）

滋野貞主卒　…貞主天性慈仁　語恐傷人　推進士輩
隨器汲引　（文徳実録、仁寿2・2・8）

我子孫皆亡　汲引誰恃　（本朝文粋、紀在昌「諷諭文」）

そして、同人に依る両用の例。本朝続文粋における江大府卿。

（題を与えられて作詩）相府深賞歎之　幸賜汲引之奥　（暮年記）

所仰蔵王之引級　待福於華封之説　所期慈尊之下生
付鑾覓於蒲牢之声　（内大臣家施入鐘一口）

なお、この「級」が単なる帯字となって、実質的には「引」の意れなる場合を一つ、参考として出しておく。

（庸島）被婦引級　到於蓬萊　遂得長生　（本朝神仙伝・付）

また、後の消息詞には、「引汲」の形でこれが採られ、雑筆（往来）略注には、「引級　同ベノキ（儀）ナリ」とあることを付言する。

ところで、形式上、斯かる対換語かと思しきものに、

⑪漏宣　ロセン　雑部

がある。これは、日本国語大辞典にも採られていない語である。その点で、一往、くくれ揭げるのであるが、感じとしては、どうやら、純漢語「宣漏」と同義の如くなのである。その義は、「宣泄」等の場合と同じく、洩漏ーモル、モラスであり、并列式の語である。従って、これを対換することは、十分にあり得る訳である。それに、僅かにこちらで得た唯一の例が、前後に曖昧な部分を残すとは雖も、彼土の本来の「宣漏」に極めて酷似せる文脈中にある。そういうようなところから、これを左の如くに判じようとするのである。

その例を云えば、それは、兵範記（保元2・1・18）の、

蔵人左兵衛尉源忠光除籍　依漏宣也

である。この前には脱落部分がある故に、今一つこれは具体性を欠く。けれども、それは、彼土の左の如きを下地に置く時、より判然と推せられるのではなかろうか。

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

即ち、

承天遷延尉　未拜　上欲以海吏部　已受密旨　承天宣漏之　坐免官　卒於家　年七十八　（宋書・列伝第24何承天）

或いはまた、

詔尚左匡間　猶未宣漏（晉書・載記第2劉聡）

若し然りとすれば、これはここから省き得るものとなる。それは、彼土の「漏宣」は未見ではあるが、「宣漏」の対換の同義詞としては、原理的に成り立つものであるからこれ外ならない。

⑪はそういうものである。なお、音は勿論「ロウセン」でもよい。現に、文明本節用集では、その如くになっている。

これに関連して云えば、

⑫魯愚　ロク　雑部

が、あってそうで、実は純漢語に未だ検出しないのである。日本国語大辞典にも所載がない。これは、云うまでもなく、許列式であり、その対換の利くはずの語である。しかるに、方の「愚魯」しか彼土のものでは管見に入って来ない。例えば、同様のもので、「愚暗」は、「暗愚」とも対換するのに、また、本書の同篇にある「嘘呼」は「呼嘘」でも存するのに、である（この用字はまた「嘘」と「胡」とにもなる）。

そこで、これもここで指摘しておかなければならない。この語は、我が国では散見する。

歎課魯愚　猥染楚筆云尓（本朝続文粋・明衡朝臣七言春日陪深風坊閣　同賦蓬莱調雅琴）

翰林送老齢空暮　魯愚宮学是胡顔（菅題詩集・藤原茂明一歳暮東山禅房即事）

右の如き所に出るからには、益々、その純漢語かの疑いは強まるのであるけれども、今は消去し得ないで終る。これが斯くの如くになるのは、或いは一面で、その字形が、前項後項、一見、甚だ紛らわしいのに基くのかも知れない。

四

次は、これは一に用字に関わるものであるが、

⑬因准　インスヰン　雑部

について述べる。その用字の面では、既に、⑩引級の「級」があったが、今は、この後項「准」の問題である。

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

そして、これはまた、用法に或制約がある。

この語の出自は、彼土の「因循」にある。これは本来、広く、「ヨリメグル」「ヨリシタガフ」と訓読されるが如き意であるが、特に限定的には、「守旧習而不改」（漢語詞典）という意の語である。我が方では、それは、「因循姑息」の形で周知のものであり、また、明治期には、「因循家」なる特有の形も採った位の語である。

この「因循」は、広狭両義で、古来用いられるに変うはないのであるけれども、その本義の方の「ヨリシタガフ」の中、別して、先例等に依拠・准拠する場合に限ってのみ、平安朝から次第に、後項に「准」を書くようになって、それが、以後、固定的になるに至るのである。斯くして、目下の「因准」は成り立つ。

即ち、これは、本来の并列式の語の、音、義は踏襲して、その用字の一部を変じたものになる。その所以は、その如きの文脈では、他に、「准」、「准拠」等の形が普通であったために、それに引かれて、「因」と「准」とを并列することになったものかと思われる。或いは、単なる「ヨル」を引き延ばして、「ヨリヨル」の形にしたか、とも一方では考え得るが、しかし、この語の用字法を史的に眺めるならば、これは止はなくして、やはり前者の如くに解する方が、事実に則しているのである。

さて、この「因准」は、「因准先例」「因准傍例」の如き一つの型で以て固定する。そして、古くは斯かる表現形式を常に採るのは、公文書の類である。因って、それを検することに依って、この表記の固定の時期が明らかとなるはずである。

まず、六国史には、これは見えない。全て、同じ文脈下でも、「因循」の方である。つまり、例せば、

因循旧案　因循旧例　因循旧典　因循故実　因循旧格　因循先例　因循先規

の如くである。

そこで、類聚三代格に依って、太政官符におけるあり方を見るに、それは左の如くに一覧される。

弘仁格…因循

貞観格…因循・因准両用

延喜格…因准

斯く、これは誠に特麗な姿を呈する。即ち、弘仁格には「因准」無く、延喜格では「因循」が消える。そして、その分水嶺が貞観格となるのである。これに依ってこれ

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

を観れば、「固准」が登場するのは、大凡九世紀後半の時点であろう、それが固定するのは、まず十世紀以降と判ぜられるのである（延喜は901年より始まる）。

その早い方の例としては、「固准旧例」が、承和10・3・15（843年）の官符に見える。その後では、「固准品官」（斉衡2・11・9 855年）、「固准件符」（貞観3・6・21 861年）等々として、順次現われてくる。そして、その如き世界に住む公卿間では、それが習慣として染み着き、普段でもそれが当前の如くにして出るに至るのである。

是等之例若可被固准欤（九暦・天暦4・8・4）

右のことは、平安遺文、鎌倉遺文等にも、無論、適用し得る（前者に「引准」なる宛字が一つある）。本朝文粋に見えるものでも、例外ではない。

斯くして、これは、結句、「固准傍例」型の専用語として、こちらで定着しているものと云えるのである。

十世紀以後では、これは頻用されるので、その例は最早改めて云わないことにする。その代りに、今一方の「固循」の方の本来的な用法の例を一つ、参考として付して置く。

遠詣大邦 未聞此類 近考列祖 少可固循（本朝文粋・江匡衡―為入道前太政大臣出家後辞封戸并准三宮第二表）

この如きの和的用字法―酒井憲二氏の語を借用すれば、日本的漢字遣（日大・語文79）―には、なお、それに非ざるかと疑えるものとして、

⑲優恕 イウシヨ 人倩部仁愛分

優蕩 イウタウ 人事部

が存する。

この前者の実質的な意味は、後項にあり、それは、寛恕であろう、宥恕である。前項は、それを形容するかと思われるが、そこに好字を持って来たものなのであろうか。或いは、宥恕の前項を置き換えたにしても、それは、「優」からの好きイメージを尊んだものに相違ない。それと云うのも、地体、「優」は、前項に立って、その語全体を、文字通り「優」にするものであり、比較的に自由なる造語力を持つものであるからである。その点では―これは無論、「敬詞」ではないが―、前の⑱の場合にかなり近いものと云える。さすれば、少なくとも形式上は、これを、⑱に準ずるものと考えることは出来ないもので

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

あろうか。その、いわば準A)の線で以て、右は解し得るのか否か。なお断言するには一種の躊躇を感ずるけれども、今は疑問形、推量形の下で、ここにこれを位置せしめておきたい。

因みに、本書には、他に「恩恕」（オンショ　雑部）なる語が見え、これまた、彼土に未だその例を見ないものなのである。この前項「恩」は、

君主所加之恵沢乎宮爵　如恩詔・恩科・恩沢（漢語詞典）

である故に、その「恩恕」の意は明白である。そして、この方も、準A)的に見做される。

「優恕」は、この「恩恕」に、場面として、それは即ち意味として、同ずることもある。斯くて、この両者、共に準A)と解し得るならば、それはそれで落着するのではなかろうか。

この「優恕」の例は、決して稀ではない。

近日如此加優恕（権記・長保1・7・3）

天気之趣雖似優恕　置不知食案内欤（玉葉・治承3・1・16）

平頭病　依詩題脳案之　不可優之　但見本朝省試詩多関及第　是優恕欤（本朝文粋・紀斉名「申犯平頭及第不及第并犯蜂腰落第例等状」）

等とある。なお、これは、後の消息詞にも入り、雑筆（往来）略注にも採り上げられている。

これに対して、この後者の「優蕩」には、所見がない。しかし、この方にも、前項を「恩」に変えた「恩蕩」なる語が別にある。故に、前者の考えを敷衍して、その「恩蕩」の支援の下で、これは解し得ようか。

実は、この「恩蕩」は本書にはないものである。それどころか、佩文韻府にも、日本国語大辞典にも見えていない（永禄本・文明本節用集にも無い）。けれども、これは、公の、然るべきものに、ちゃんと公しき証拠があるのである。それを云えば、例えば、続日本紀（延暦2・4・15）に、

（「将吏等」の行為は「深合罪罰」）而会恩蕩　且従寛宥　自今以後　不得更然

とあり、また、三代実録（貞観3・6・21）に、

（伊勢大神宮の神主間で「分年歴年」。このこと発覚以来）多経恩蕩　神殿同職

とあるが如くである。この他、太政官符にも、「（類）

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

経「恩蕩」の形での、幾度かの用例がある（斉衡3・3・8 同5・27 弘仁4・3・20 等）。

これらでは、その意は、「恩恕」の如くになる。何者、「蕩」には「放縱」の意がある（名義抄ーホシママ）、「ー蕩」の形では、それが、そのほしき儘に放つて置く、換言すれば、大目に見る、そうして置いて見逃す、寛大なべでただよわせて置く等の意から、結果的には「ー恕」に類することになるからである。

斯く、この「恩蕩」より、「優蕩」を推する。その異同は、前者が、既述の如くに、「君主」に限定されるこのみである。

この項下では、従つて、優恕、優蕩ー恩恕、恩蕩という図式を適用して、問題語を眺めんとしたのである。

但し、他面、この後者の場合には、「遊蕩」（謂関遊不務ゴ業ー漢語詞典）の、優美なる表現という考えも払拭し切れないで残りそうである。が、その具体的文脈が与えられないので、今は、これ以上は如何とも仕様がない。

次に、準漢語であり、しかも、意味上、本書の註記に依れば、或位相的限定の付されるものに、

⑮倍増　ハイゾウ　医方部　病詞

がある。この語は、こちらで普通に、その字義通りの意でも屢々用いられるけれども、右の指示に従えば、特に病気に関する用語となる、のである。

因みに、佩文韻府には、「十倍増」の形で、陸游詩の、

平生当此時　意気十倍増

を掲げるが、「倍増」は載せていない。

それが、我が方では、

倍増喜懽（日本後記・延暦18・9・20）

狼藉弥以倍増（平安遺文・永暦2・5・1）

（枯木）開華結菓倍増前々（法華験記）

倍増威光（本朝文粋・江以言ー浄妙寺塔供養呪願文）

の如くに、益々増すの意での一般的用法は、ありふれている。そして、その中の特殊なのが、本書の註記の如きとなるのである。この「病の倍増」は、現在では奇異の感があり、その用法とは全く無縁のものである。しかし、嘗ては、それは、左の如くであつたのである。用字は時に「陪増」となることがある。

従去年労腰痛…其後弥病　今年寒陪増（吏部王

The Society for Research in Kunten Language

記、天慶9・10・20）

民部卿所悩逐日倍増之由所聞也（中右記、保安1・7・13）

姫君不例事出来……已倍増（兵範記、仁平3・4・28）

なお、日本国語大辞典に一例を引くところの玉葉（承安3・1・5）には、他の箇所にも、この意の用法が多いということを指摘しておく。

ところで、くくで一つ、当初は、非純漢語として抽出されたのであるが、後にどうやらそれは省き得るかに思えるようになった語を掲む。それは、

○露駅　ロエキ　行旅部駅伝分

である。結論的に云えば、くれは、佩文韻府にはない語である。しかし、文鳳抄(四)居処部、宮館（神宮文庫本）に、

露駅行人　雲台名将一駅館　光武皇帝廿八将図其像於南宮雲台　後漢書

とあるに徴すれば、くれは純漢語と考えざるを得ないのである。くの句の出典は未だ知らない。そくれ引く後漢書のことは、「雲台」の方の説明であり、それは当該書巻四朱楷等列伝第12の論の所に見える。(11) 肝腎の「露駅」に関して、右は何も云わないが、その書の性格より推すに、やはり然るべき典拠があるのであろう。くくに基いて、一旦は考慮に入れながら、くれを外そうとするのである。

この例は既に検出してはいた。それは何れも韻文中のものである。因って、それは、文学的表現、比喩表現の一と目されるのである。くれに類するものは、佩文韻府に、孤駅、寒駅、霜駅等々とある。そして、次に引く如き我が国の詩には、なおまた、浪駅、煙駅、筆駅等の実例がある。斯かる種の表現で、前項が修飾語となる型の語は、考えれば、色々と出来するものである。その一々を網羅することは難いであろう。故に、今、その raison-d'être を肯定することに依って、くれを斯く処理せんとするのである。(12)

従って、くれは、云われる如き「路駅」（日本国語大辞典）ではない。その例、

前程不知幾重関露駅　後会不期何春風秋月（本朝文粋、慶保胤一件今銭貯上人処居　同賦贈以言）

露駅程遠　指洞庭而悩心　露街境遠　望空山而迎眼(13)

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

（同・後江相公ー重陽日侍宴　同賦寒雁識秋天　応製）

願類聚集之露駅　早播六代之風雲（同・大江朝綱ー奉後江相公書）

日本詩紀に依れば、永承六年詩合にも、左の如き同様の表現がある（共に七言律詩）。

詠風強駐雲関程　嘯月苦拘露駅程（藤原資仲ー詩境惰春暮）

遊月雲関風雅程　駐花露駅酔吟程（源隆俊ー同題）

右に関連して云えば、これまで、準漢語と目されて来たもので、近時、これ非ずと判定された一つに、

。晩頭　ハントウ　夜部

がある。これは、本稿でも、一旦は視野に留めたものなのであるが、小島憲之博士は、これを彼土の俗語の輸入と指摘された（龍谷大・国文学論叢26）。因って、それに従って、これは、くくで取り下げようと思う。斯かることを目にすると、その「語性の決定は頗る」「むつかしい」ことのみ痛感されるのである。

なお、

⑪八木　ハッホク　飲食部

は、くくに挙げてよいであろう。云うまでもなく、これは、「米」の分字であるが、これについてはよく言及されているので、今は説明は省略に従うことにする。

さて、この(C)に所属せしめ得そうなものは以上の如くである。が、他にまだ若干の残りがあり、それは、その具体例に目下遭遇しないので、果してくくで宜しいのか、或いは次の(D)に入るのか、動揺するものである。その中で、

ⓔ友交　イウカウ　朋友部

は、くくで如何であろうかと思われる。これを対換すれば、元の「交友」となる。そして、若し、その対換前後で、同義であるとすれば、それは正しく、和的と云えるものであるからである。

五

以上、(A)(B)(C)三類に区分して、本書の非純漢語と思しきものの内実を吟味してみた。けれども、その中にはなお、今、前節の終りで述べた如くに、私の実例を知らぬものが、十許り滞留しているのである。これらは、如何とも、遽かには云海し得ない。そこで、止むなくそれを

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

一括して、こゝに、(ロ)の一類を立てることとした。それの一覧表は左の如くである。

(イ)異桐　イトウ　陰陽部祥瑞分
(ロ)異治　イチ　人倫部　武勇也
(ハ)意胡　イコ　人情部
(ニ)已度　イト　雑部
(ホ)右動　イウトウ　地部
(ヘ)有目　イウホク　文章部
(ト)淫奇　イムキ　神社部霊異分
(チ)白笑　ハクセウ　言語部嘲哢分
(リ)白眠　ハクメン　駑駘部
(ヌ)放儻　ハウタウ　人情部
(ル)防援　ハウエン　法家部

今、右に関して、多少の所見を記す。

本書には、既に誤字、誤認が存することは明らかである（佐藤喜代治博士等の指摘）。それは、当面の所でも、「猶預」（豫）、「偷閑　イウカン」（ト）、「経決　インシツ」（イ）等と見えるものである。それ故、その線よりの疑惑が掛けられることもあり得よう。

右では、(イ)「異桐」の後項が、或いは、「相」ではないか、というが如きである。「異相」ならば、純漢語である。しかし、この所属の「陰陽部」には、また他に、「森函　リンサイ」（災異分）、「童断　トウタン」（ト筮分）等の不明の語があるので、この「異桐」も単簡には否定出来ない。仮令、その「森函」の後項の方も、同様にして、「雨」に置換しても、元来、陰陽部の事には私は全然無知であるので、何とも気味なのである。

同じき事情にあるものとしては、なお、(ハ)「意胡」の後項、(リ)「白眠」の後項がある。これらはそれぞれ、「故」（または「許」）、「眼」となれば、それは解決されてしまうことになる。

この他には、次の如きことが考えられる。例えば、(ト)「淫奇」は、訓読して、その大意は分るが、これは果して、(ヘ)に入れ得るか否か。純漢語「幽奇」とはこれはまた少しく趣を異にしそうである。そして、「霊異分」に属する。

(ヌ)「放儻」は、本書で「トモヲハナル」と訓読しているが、これは、この後項の本義からは逸している。ぶしくは、この字と、「党」とは通じない。が、彼土でも、経典釈文等で通わせることもあるので、くくで、そう訓

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

んでも無理からぬこととはなる。しかしながら、そうしてしまっては、実は、くくの箇所の真意を貧にするに至るのである。即ち、くくは、

・放逸　人情部放逸分　ホシママ　・放縱　同　ホシママ　・放儻　同　ハナルトモヲ

と連続して、くの三者の同義たることを示す所である。従って、「放儻」は当然やはり「ホシママ」であらねばならない。それはつまり、別語では、「儻々」であり、「儻蕩」であって、不羈にして放縱なる貌を云うのである。

となれば、くれは、「放蕩」である。この同音同義の純漢語の異表記として、本書の㊋が出来したことは確かである。が、くくまで推しても、くれが和的であるか否かには、確証がない。

㊋の「防獲」にしても、くれが并列語である故に、既述の如くに疑われるけれども、未だここでは、答え得ないで終るものである。

大凡、こんなところである。

さて、色葉字類抄の「イ」「ロ」「ハ」三篇中の畳字部における二字音読語を、その非純漢語という観点から洗い出した全貌は、以上の如くである。そして、本稿は、結論的には、この中で、(D)は問題として留保されるが、それ以外の(A)(B)(C)は、まずは和用法のものではないかとせんとするのである。つまり準漢語である。

その語群の区分には、また別の見方も成り立ち得るであろう。そして、語に依っては、二重の性格を有するものも混じているであろう。しかし、くくでは、仮りに、右の如き分類に従ってみたのである。換言すれば、和用法の字音語のあり方を、それで以て把握、整理しようとしたのである。

くれは、当該辞書の極く一端からのものでしかない。しかし、その質的な面では、凡そ考え得る全般的なものを覆っているのではなかろうか。若し然うとせば、後は、その具体相における個別論より発展して、その範囲に採録される量の問題に進み得ることとなる。くれは、無論失時的にも、また通時的にも適用されて、畢竟するとくろ、我が国における所謂漢語の有り様の闡明に資すること多大であろうと思われるのである。本稿は、そういう所謂漢語研究の一翼を担うことを目指す、その一試論で

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

ある。

くくから種々な事が考えられが、それは、なお未詳、未決定として本稿で残した具体例の究明と共に、今後に持ち越して、次の機会を期そうと思い、これはこれで以て一旦擱筆することとする。

〈註〉

①本稿の標題を、「和用法の字音語」としたのは、「漢語」が私の仮称であるので、内容上、説明的である方のを採ったまでに過ぎない。

②私の理解するところでは、所謂漢語を調べるには、通常、こちらのものでは、漢和大辞典、俗上のものでは、佩文韻府等に依ると思う。それをくくでは、「常套的に」と云う。なお関連的には、日本国語大辞典や、経籍纂詁、漢語詞典等を繙くことも含めている。

③「拝悦」は、新潮国語辞典に、「拝謁」の宛字と云う。若しそうなれば、問題外とはなる。しかし、私には未だその確信無きが故に、くくには採り上げた。この用例は今、得ていない。色葉字類抄では、くれが、「拝謁」「拝悦」と続いて見え、この後者には声点のみで、音形も、註記も何も示されていない。と云って、それが直ちに、新潮国語辞典の云うが如きになるとは限らない。本書には、そのように、直前のとは別語でありながら、無註記の語も他に見えるからである。

④「菅題詩集」は「日本詩紀」に依る。引用は、七言律詩の一句である。

⑤この「幼少」は、註③で指摘したものの一例で、くくには何の註記も無いものである。

⑥純漢語に、「旁坐」がある。これは、漢語詞典に、次の如くに云う、

旧時 罪連親属 曰旁坐

本書の⑥⑦は、こんなところに関連するものであるのだろうか。

⑦また参照―湯浅康孫「漢文解釈における連文の利用」

⑧因みに、この雄につき註すれば、これは、目立つこと、際立ったことだの意から、非難を帯びた口吻で、異常だ、おかしい、の意が感得されるものである。従って、次の「鈴雄」以下は、決して誉めたことで

NII-Electronic Library Service

The Society for Research in Kunten Language

はない、却って嘲すべきのみである、ということになろう。小右記では、斯かる「雄」の用法がまだ外にある。それは、

（諸卿、法性寺に参りて、公事に参らず）有公事之日　専私事　近代之雄事也（長和2・8・16）

で、これも、ひどい事だと憤っているところである。

⑨前後の説明がないと分り難いかも知れないが、参考として、なお二三、くくれ引いておく。

仁和寺僧都称雄云々（兵範記・仁平2・6・22）

（医師）経康称雄者欤（同・仁平3・12・2）

凡今度　名医皆折其名　狂人独称雄　貞時雖狂人有捨古之力（玉葉・安元2・7・17）（なお当該書には「雄称」の方も存することに留意）

念仏宗之輩各称雄　弥□不善之人（三長記・元久3・2・21）

⑩この「級」―「級」の関係は、例えば、本書にまた、加級（カキウ）公卿部位階分（冥川本「級」）等の場合がある。これは、云うまでもなく、冥川本の方が正しい。

⑪「永平中　顕宗遣感前世功臣　乃図画二十八将於南宝雲台」。この顕宗は光武帝第四子である。

⑫ここからは、前の③幼日への疑いが、益々強まること となる。これは既にそこで述べてはいるけれども。

⑬この「露街」も、佩文韻府には無い。霜街、雪街、煙街等とある中に於いてである。

〈補〉

①本文(D)の(ロ)「異治」について。続日本後紀・嘉祥2、6・28（849年）に、左の例あり。

越前守良岑朝臣木連　自侍良家子　而齢且少壮　欲立功名　好施異治　海諸神戸　所行之政　不拠旧例　…（くめに失脚する）

これは、異なれる治め方（違った政治のし方）であろうが、それが色葉字類抄のと直結するか否か。

②本書を見返している中に、実は、なお本文で説くべきものに、十語程のものがあることに気付いた。ここではそれを取り敢えず、補遺の形で挙げてのみおくことにする。それは、左の如きである。

郵船　露顕　諭談　虎忘　傍例　傍輩　亡弊　伴僧　伴類　番匠　班給　等

③「拾要抄」にも本稿関係語がよく採られていることを付言しておく。

NII-Electronic Library Service